

市登録規定細則

2016年4月1日
川崎市サッカー協会
第一種委員会

川崎市サッカー協会に登録する社会人チームは以下の要項を厳守の上、登録しなければならない。

・市登録規約

- 1) チームの本拠地は川崎市にあること。(番地まで正確に記載すること)
- 2) チームの選手構成は市内在住、及び在勤者が過半数以上であること。
但し、選手登録は16名以上であること。
2008年度FC川崎の登録選手は登録不可(処分通告時)
2011年度リオグランデの登録選手は登録不可(2011年7月末処分通告時)
- 3) 年齢制限
年齢は18才以上であること、但し、16才以上の社会人(勤労学生)は可能とする。
原則として高校生の登録はできない。
- 4) チーム代表者の年齢制限
チーム代表者は20才以上であること。
- 5) 外国人枠の制限
原則として制限はない。
- 6) 審判員の保有
審判員は3名以上保有していなければ、チーム登録はできない。
* 審判資格については日本協会/市協会取得したもので毎年更新した審判証であること。
川崎市サッカー協会認定の審判員資格取得者も可能です。毎年更新していること
- 7) 審判員の内1名は審判委員会主催の育成講習会を受講すること。
受講しない場合次年度登録を認めない場合があります。
- 8) 県登録したチームは同時に市登録も行わなければならない。
- 9) 登録用紙の記載事項に不備があった場合は登録できない。但し、書類の記載事項を満足した時点で後日登録できる。(後日とは別途協会が定めた日である)
- 10) チーム登録について
年度登録は年一回とし以後の登録は行わない。
- 11) 選手登録及び削除について(通年可)
選手追加登録、削除は所定の形式により行わなければならない。
- 12) 登録後1年間は準加盟とし、協会運営への協力内容等により正式加盟とするか当委員会で判断する。

(補足)

- 1) 新規登録チームが準備するもの
チームは年度登録受付時にフィールドプレーヤー/ゴールキーパー共に色別(シャツの黒は不可)のユニフォーム2種類と審判服(3着)を持参し本協会の確認を受けること。持参しないチームは登録できない。シャツの色が紺、黒、黒に近いユニフォームについては登録不可となります。
ユニフォームの色についてチームで判断できない場合、第1種委員会に確認願います。
- 2) 住所、連絡先(携帯等)変更の届出
チーム代表者及び連絡者の住所変更または郵送宛先、連絡先(携帯等)に変更が生じた場合速やかに所定の形式により届けでること。
 Eメール送信先 s.yamaguchi13@gmail.com
- 3) 本細則で決めのない事項については、委員会にて検討し決定する。